別紙１（貸与奨学金の期日前交付）または別紙２（休学中の学生を対象とした第二種奨学金の継続貸与）について希望する学生は、学生課学生生活支援係に申し出てください。

別紙１

貸与奨学金の期日前交付

（既採用者が対象）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、早期にまとまったお金が必要となった学生等への支援として、奨学生からの願出により、12月の貸与奨学金振込日（令和3年12月10日（金曜日））に1月分及び2月分を期日前に振り込みます。

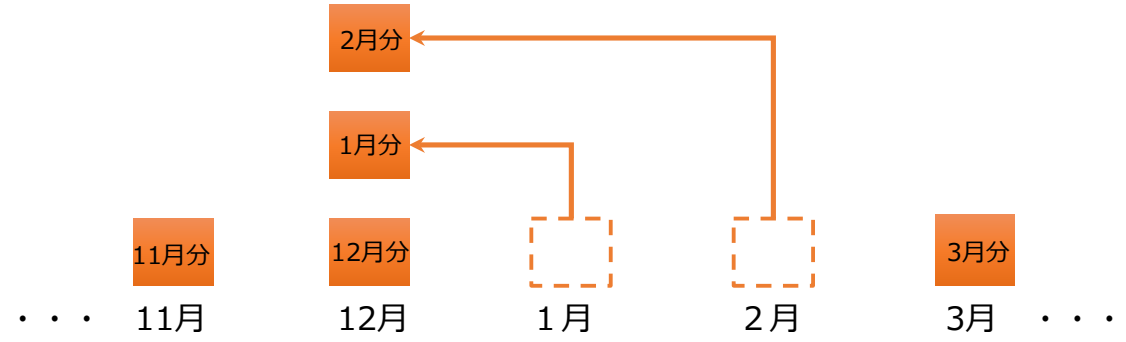

１．対象

第一種奨学金・第二種奨学金（いずれも全学種・全学年）

※１　すでに第一種奨学生・第二種奨学生として採用されている者が対象です。（令和３年度二次採用による第二種奨学生を含む）

※２　利用している奨学金の状態等によっては利用できない場合があります。
（利用できない具体例）
・令和３年12月の奨学金の振込状態が「休・停止中」、「保留中」となっている。
・第一種奨学金の期日前交付を希望する場合で、併せて受給している給付奨学金の支援区分が令和４年２月分まで確定していない。
・人的保証から機関保証への変更手続き中（予定を含む）　　等

２．注意事項

（１）　令和３年12月に12月分～令和4年2月分を振り込みますので、次の奨学金の振込みは令和４年3月になります。

（２）　令和４年3月に満期を迎える者については、令和４年2月10日（木）に令和４年3月分（1ヶ月分）のみ振り込みます。

３．令和３年 11 月新規採用者について

令和３年度二次採用で11月に新規採用となった者（第二種奨学生）についても、申請が可能です。各学校におかれては、スカラＡＣ「各種データダウンロード」の「新規採用データ」にて採用状況をご確認ください。なお、採用決定から書類提出期限（令和３年11月10日（水））までの期間が短いため、11月採用となる可能性がある者に対しては、奨学金申込時に案内いただく等のご配慮をお願いいたします。

４．提出書類

「期日前交付申請書」（別添様式）

５．提出期限

令和3年11月10日（水）必着

[書類提出先]貸与・給付部奨学指導課　異動・補導係

※　令和３年10月１日（金）から受付を開始します。

６．連絡先

貸与・給付部奨学指導課　異動・補導係

ＴＥＬ　０３－６７４３－６０３９　　ＦＡＸ　０３－６７４３－６６７３

（平日　8時30分～18時15分）

別紙２

休学中の学生等を対象とした第二種奨学金の継続貸与

（採用後の支援）

第二種奨学金の貸与を受けている者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和３年度中に休学しボランティアに参加する等の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者については、休学中も貸与を最大１年継続できます。

これまで、令和３年９月までに活動を開始する者を対象として通知（令和３年４月１日付け在学定期採用推薦依頼文「別紙２－３」参照）しておりましたが、令和３年10月以降に活動を開始する者についても対象とすることとしました。

つきましては、以下の対象となる学生等に、「休学時奨学金継続願」（学校担当者用ホームページ掲載）の提出についてご案内いただきますようお願いいたします。

対象学種

（１） 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
（２） 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
（３） 高等専門学校の本科生及び専攻科生
（４） 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（４年制）・獣医学課程の学生

対象学年

全学年

※ 高等専門学校生（本科生）は４年次、５年次が対象です。

対象者の要件

次の（１）～（３）の全てを満たす者

（１） 第二種奨学金の貸与を受けている者
（２） 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、令和３年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者

※ 申請時において既に復学している者は対象外です。

（３） （２）の休学期間の活動が有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ 「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」等の活動内容であることが認められる場合は対象となります。

提出書類

「休学時奨学金継続願」（学校担当者用ホームページ掲載）

提出期限

毎月１０日（土日祝日の場合はその翌日）

［書類送付先］奨学指導課　異動・補導係

※　当該活動を行う２か月前から当該活動を開始後２か月後までを目安として、本機構に書類を提出してください。

※　最終の提出期限は、令和４年２月 10 日（木）です。

貸与期間

活動を開始した月から最大１年間

※　当該休学期間における活動開始年月が令和３年４月～令和４年３月の者

提出等にかかる留意点

（１）活動内容を選択の上、活動内容詳細欄に次の２点を記載するようご案内をお願いいたします。

・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に休学し活動（具体的に記載）を行うこと」

・「奨学金の継続が必要であること」

（２）断続的に活動を繰り返している場合に生じる活動停止期間についても、有意義な活動期間の一部として在学学校長が認める場合は、貸与を受けることができます。

（３）提出書類に不備等がない場合は、本機構において復活（又は振込保留解除）の処理を行い、提出の翌月に当該活動の開始に遡って奨学金を振り込みます。

（４）活動期間終了後も引き続き休学する場合は、「休学時奨学金継続願」に記載の活動期間及び休学期間に基づき、本機構において活動期間終了年月の翌月から休止処理を行います。なお、活動期間を延長する場合や、休学期間を短縮する場合は、奨学指導課異動・補導係にご連絡ください。

（５）当該休学期間における継続貸与期間は、最大１年間です。活動期間開始年月から１年を超えて休学する場合は、上記（４）と同様に本機構にて休止処理を行います。

（６）対象者について、復学後に卒業延期となる場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出することができます（学業成績不振による卒業延期を除く）。

以上

【本件お問い合わせ先】
貸与・給付部　奨学指導課　異動・補導係
電　話：０３－６７４３－６０３９（平日　８時 30 分～18 時 15 分）
ＦＡＸ：０３－６７４３－６６７３